

公益社団法人自動車技術会 委員等旅費規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、別に定める場合を除き、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という）の事業活動に参画又は協力する委員、講師など（以下、「委員等」という）に支給する旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本会傘下に設置されている委員会への出席及び本会からの要請に基づき事業活動に参画する者に対して支給する旅費について定めるものとし、他組織との共催又は受託事業により発生する旅費については、他組織又は受託元と協議の上決定する。

2 委員会主催シンポジウム運営規則に基づき開催されるシンポジウムにより発生する旅費については、当該規則に基づき申請された実施計画書及び予算書による。

(旅費の種類と区分)

第3条 旅費の種類は、国内旅費および国外旅費とし、その区分は、交通費（鉄道費、航空費、船費、車費）、宿泊費及び日当とする。

(対象者)

第4条 旅費を支給する対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 本会の傘下に設置されている委員会（評議員会、理事会、担当理事会およびだいじん会などを含む）の委員（役員または名誉会員を含む）で教育機関などの中立の者及び政府系機関に所属する者。但し、技術会議傘下、共同研究センター傘下の委員会に所属する本会会員でない委員は除く。
- (2) 委員会から招聘された者。ただし、委員会委員所属会社に所属する者は除く。
- (3) 本会主催の催事に招聘され、司会、講演などを行う者。
- (4) 本会の任命により、外部機関の委員会または催事などに出席する者で、教育機関などの中立の者および政府系機関に所属する者。ただし、当該外部機関から旅費に相当する費用あるいは現物を支給された場合は、その部分に相当する旅費の全部または一部を支給しない。
- (5) 本会の任命により、国際標準化活動などを行う者。

2 前項の定めにかかわらず、常務理事が本会の活動上必要と判断した場合は、支給することができる。

(支給方法)

第5条 旅費の支給は、旅費支給対象者が指定する金融機関口座への振込による。

2 緊急を要する場合又は旅費支給対象者の金融機関口座の確認ができない場合は、現金により支給することができる。

3 金融機関口座への振込により支払う場合の振込手数料は、本会の負担とする。

(支給時期)

第6条 支給時期は、原則として旅費支給の対象となる業務終了後とする。

2 第4条第1項第2号に定める者において、本会主催の事業活動に参画する者への旅費支給については、当該事業活動における旅費発生日の前日までに支給する。

(旅費の返還)

第7条 第6条第2項により旅費を支給された者が、旅費支給対象の事業活動に欠席した場合、当該事業活動の事務局担当者は、速やかに当該支給対象者に対して旅費の全部又は一部の返還を求める。

2 前項の旅費返還は金融機関口座への振込により行なうものとする。この場合の金融機関手数料は、返還される旅費から差引くものとする。

(交通費算出経路)

第8条 交通費の算出経路については、処理基準による。

(他から旅費の支給を受ける場合の取扱い)

第9条 本会が旅費に相当する費用あるいは現物を支給した場合は、その部分に相当する旅費の全部又は一部を支給しない。

(申請)

第10条 申請は、当該事業活動の事務局担当者が行う。

(承認)

第11条 旅費の支払い承認は、国内旅費にあつては事務局長、国外旅費にあつては、常務理事が行う。

第2章 国内旅費

(旅費の内訳)

第12条 旅費は、交通費及び宿泊費とする。

(交通費)

第13条 交通費は、次の3種とし、実費を支給する。なお、私用車を使用した場合は、目的地までの公共交通機関の実費相当を支給する。

- (1) 鉄道賃 JR及び私鉄の利用に要した費用
- (2) バス賃 バスの利用に要した費用
- (3) 航空賃 航空機の利用に要した費用

2 タクシーの利用は、他の交通手段がない場合又は運行時間でない場合若しくは荷物があるなど、止むを得ない場合に限る。

(新幹線並びに在来線の急行及び特急の利用)

第14条 原則として片道50km以上の乗車距離を直行する場合には、新幹線並びに在来線の急行及び特急の利用を認め、これに要した実費相当を支給する。

(航空機の利用)

第15条 次の各号の一に該当する場合には、航空機の利用を認めこれに要した実費相当を支給する。

- (1) 鉄道を利用するよりも旅費が安くなるとき。
- (2) 移動時間が大幅に短縮されるとき。

(精算)

第16条 交通機関の事故等により経路が変更となり、当初の交通費を上回った場合は、実費精算とする。

第3章 国外旅費

(旅費の内訳)

第17条 旅費は、交通費、宿泊費及び日当とする。

(交通費)

第18条 交通費は、航空運賃とする。ただし、教育機関などの中立の者については、鉄道賃、船賃、車賃についても支給する。

(精算)

第19条 帰着後すみやかに、処理基準に定める様式により、旅費の精算を行う。

2 交通費については、利用した交通機関又は代理店等が発行した領収書等を添付する。

第4章 雑則

(処理基準)

第20条 この規則に関し必要な事項については、総務委員会において処理基準を定め、これによるものとする。

装等

附 則

- 1 この規則は、2008年5月1日から施行する。
- 2 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。(2011年4月1日登記)
- 3 規則名称変更、第3条～第20条の追加、削除、一部改正、第2章 国内旅費、第3章 国外旅費の追加は2011年10月13日から施行する。
- 4 第4条1項一部改正は2013年4月1日から施行する。